

Honda ALSOK 駆けつけサービス利用規約

本田技研工業株式会社

本田技研工業株式会社(以下、「Honda」といいます。)は、Honda Total Care プレミアム利用規約と、本Honda ALSOK駆けつけサービス利用規約(以下、「本規約」といいます。)に基づき、契約者に対して「Honda ALSOK駆けつけサービス」を提供します。

第1条(定義)

本規約において利用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとします。なお本規約に記載のない定義については、Honda Total Care会員規約並びにHonda Total Careプレミアム利用規約に従うものとします。

- (1) 本サービス: Honda ALSOK駆けつけサービスの申込者に対してHonda及び総合警備保障株式会社(以下、「ALSOK」といいます。)より提供されるサービスであり、駐車中の利用登録車両が異常を感知した際に契約者のスマートフォンに通知が送られ、契約者が利用登録車両から離れた場所にいるときは、緊急サポートセンターを通じて、Honda所定の警備会社の警備員を現場に急行させることができるサービス
- (2) 盗難発生警報装置: 利用登録車両に搭載される機器であり、利用登録車両に盗難が発生した場合、又は盗難発生の高確率性を有する事象が発生した場合、音又は音及び灯光等により、利用登録車両の車外へ警報を発すると共に、車載通信機等に対して、盗難発生又は盗難発生の高確率性があることに関する警報信号を送る装置
- (3) 通報: 緊急事態発生時及び車両トラブル発生時に車載通信機から発せられる車両の位置情報等のデータ及び音声を含む通信を用いて行う、関係機関に対する、緊急事態や車両トラブルの発生及び当該状況に係る連絡
- (4) 関係機関: 警察、消防、医療機関、その他の緊急事態の対応にあたって連絡を行うことが相当と判断される機関
- (5) システム開始操作: 本サービスの利用を可能な状態とするため、契約者が車載通信機において行う所定の操作

第2条(本規約の適用)

1. 契約者は、本規約が Honda と契約者との契約内容となることについて、同意します。
2. 本規約は、Hondaと契約者における、本サービスの利用に際しての一切に適用されます。
3. 本規約は、本サービスの利用条件を定めるものです。契約者は、本サービスの利用にあたっては、本規約の内容を理解した上で、本規約の全ての規定に同意し、本規約に従い本サービスを利用するものとします。

4. 本規約は、Honda Total Careプレミアム利用規約の一部を構成するものとし、Honda Total Careプレミアム利用規約で定める内容と本規約の内容が異なる場合は、本規約の定めが優先するものとします。

第3条(本規約の変更)

1. Honda は以下の場合に、Honda の裁量により、本規約を変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. Honda は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を Honda Total Care ホームページ(URL:<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)に掲示します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。本サービス利用の際には、随時、最新の本規約をご確認ください。

第4条(本サービスの申込み)

1. 契約者は本サービスを申し込むにあたり、Honda Total Care プレミアム利用契約への申込みが必要です。
2. 本サービス契約は、利用登録車両 1 台ごとに、Honda と契約者 1 名(法人の場合は 1 社)との間で成立するものとし、1 台の車両につき複数の契約者が契約当事者になることはないものとします。契約者が法人である場合には、本サービスは、当該契約者の役員、従業員ならびに当該契約者が本サービスの利用を許諾した第三者(以下、一括して「法人利用者」といいます。)が利用でき、この場合法人利用者の行為は契約者の行為とみなされ、契約者は、法人利用者による本サービスの利用について一切の責任を負います。
3. 契約者申込みは、本規約を承認の上、Honda Total Care 会員であるお客様本人(法人又は官庁の場合には、正当な権限を有する担当者)が、氏名(法人又は官庁の場合には、その名称)、利用登録車両の情報、クレジットカード情報、本人認証コードその他必要な事項をスマートフォン又は PC からアクセス可能な会員サイト又は会員アプリより登録した上で、会員サイト又は会員アプリから申し込む方法で行われるものとします。
4. 本サービス契約の有効期間は、本サービスへの申込日から Honda が本サービスの提供を終了する(第9条に基づき契約者が自ら本サービス契約の解約手続きを行うか、Honda Total Care プレミアム利用契約解約手続きを行うか、Honda Total Care プレミアム利用契約申込みの承諾を取り消された場合を含みます。)までとします。

第5条(本サービスの内容)

1. 本サービスの内容は以下に定めるとおりです。ただし、車種・車載通信機等により利用できるサービスが異なります。

詳しくは、Honda Total Care プレミアムホームページ(URL:

<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/premium/>)を確認ください。

(1) セキュリティアラーム通知

盗難発生警報装置の作動により、車載通信機が警報信号を感知し、緊急サポートセンターに警報信号が送信された場合、Honda は、契約者があらかじめ Honda 所定の方法で設定・登録した連絡方法および連絡先に基づき、契約者に対して、車載通信機が警報信号を送信している事実を連絡します。Honda は、お客様の安全の為、車両位置は契約者にお伝えしない場合があります。

盗難発生警報装置は、利用登録車両のロックをかけて数十秒経過後でないと作動しません。

(2) 警備員の派遣要請

Honda 及び ALSOK は、契約者から Honda 所定の方法による要請を受けた場合は、ALSOK の警備員(以下、「警備員」といいます。)を車載通信機から送信されてきた位置情報のおおよその位置に派遣させ、次の業務を行います。

ただし、以下の場合、本項の業務の対象外とします。

- a) 位置情報の検索が不可能な場合。
- b) Honda が、車載通信機等から送信される位置情報に基づき、利用登録車両の停車時間が10分未満であると判断する場合。

- ① 警備員は、Honda の指示に基づき派遣した位置付近を巡回し、利用登録車両の発見に努めます。巡回時間は、原則として、警備員が巡回のために位置付近に到着してから1時間とし、同巡回に要する費用は無料とします。
- ② 契約者は、警備員の巡回に際し、Honda の要請があった場合、巡回に同行するなどして協力するものとします。ただし、契約者が巡回に同行できない場合は、契約者指定の第三者(以下、「立会代行者」といいます。)が代理で同行できるものとします。その際は、契約者と立会代行者間で同行依頼等の必要な調整を行うものとします。契約者又は立会代行者が巡回に同行する際に要する費用については、契約者又は立会代行者の負担とし、また、契約者又は立会代行者による巡回の同行については、契約者又は立会代行者の責任に基づいて実施されるものであり、同行中に生じる事故等については、Honda 並びに警備会社および警備員は、何ら責任を負いません。

なお、巡回の範囲は、原則として、警備員が公道上から目視できる範囲とし、第三者の占有・管理に属するために任意に入場できない範囲、警備員に危険が生じる可能性があるとして Honda が判断した範囲およびその他通常の巡回が不可能な範囲を除くものとします。

- ③ Honda は、契約者に対して、①の巡回結果(利用登録車両を発見できた場合はその旨、巡回時間内で発見できなかった場合はその旨)を電話など Honda 所定の連絡方法にて通知します。その際 Honda は関係機関への通報を行いません。
 - ④ Honda が①の巡回結果、利用登録車両を巡回時間内で発見できなかった場合、③に基づいて契約者にその旨を連絡した上で、契約者は1回のみ再度警備員の派遣要請を行うことができます。
- (3) 本サービスは、本サービスの利用によって関係機関への適時かつ確実な通報を保証するものでも、契約者が負う法的義務を免除するものでもなく、契約者又は第三者の生命、身体、財産等の安全を保証するものでもないため、本サービスを利用して通報を行った場合であっても、必ず契約者自身の責任において、別途、関係機関への通報を行うなど、状況に応じた適切な措置を講ずる必要があります。
- (4) 第1号の業務における Honda の契約上の義務は、第1号に定める通知をもって一切完了するものとします。ただし、第1号の業務において、理由のいかんを問わず、Honda 所定の方法による契約者に対する連絡が奏功しない場合は、Honda が契約者に対して連絡を試みた時点をもって Honda の契約上の義務は終了するものとします。Honda は、お客様の安全の為、車両位置は契約者にお伝えしない場合があります。
- 2. 契約者は、警備員を派遣した場合であっても、他の緊急性の高い警報を受信した場合は現場を離脱する可能性があることを了承するものとします。
 - 3. 警備員の業務は、利用登録車両の捜索を行うのみであり、発見した利用登録車両を警備するものではありません。従って、利用登録車両が発見できない場合、利用登録車両が毀損した場合等につき、Honda 及び ALSOK は、一切責任を負いません。
 - 4. 1項2号のサービスは、利用登録車両が盗難されたと契約者が判断し、同盗難について、警察に被害届を提出することを条件としてサービスを提供します。

第6条(本サービスの利用)

- 1. 契約者は、本サービスの利用を開始するにあたり、速やかに車載通信機において、本サービスのシステム開始操作を行い、本サービスの利用が可能な状態になったことを確認することとします。
- 2. 契約者は、情報通信機器にスマートフォンを用いる場合には、本サービス専用のアプリケーションが利用できます。(端末・バージョンによっては対象とならないものもあります。)本サービス専用のアプリケーションを利用する際は、最新版のアプリケーションを当該スマートフォンにインストールし、かつ、当該アプリケーションが利用可能な状態であること(利用可能な状態とは、当該アプリケーションにログインしている状態及び、Push通知を有効にしている状態を指します。)を確認するものとします。
- 3. 契約者は、前二項に定める確認が完了するまでは、本サービスを利用できない場合があることを了承するものとします。

4. 契約者は、次のいずれかに該当する場合は、本サービスを利用できないことを了承するものとします。
 - (1) 山間部、離島、高速道路上、その他警備会社に対応できない地域に利用登録車両が存在した場合
 - (2) Honda所定の方法でメッセージ送信ができない場合
5. 契約者は、本サービスを利用するために必要な車載通信機やスマートフォン等の情報通信機器・インターネット環境その他のあらゆる機器、ソフトウェア、通信手段を自己の責任と費用において、適切に整備するものとします。
6. 契約者は、前項の車載通信機及び情報通信機器が正常に作動し、本サービスの利用が可能である状態(利用電話サービスが利用できる状態を含みます。)を保持するものとします。
7. 契約者は、システム開始操作及び本サービスを利用するためには、別途、通話料及びパケット通信料等の通信費用が発生することがあることを了承して当該通信費用を自ら負担するとともに、自己の責任と費用により各携帯電話キャリアが定める定額サービスに申し込む等合理的な措置を講じるものとします。
8. 契約者は車載通信機及び利用電話サービス等の利用環境に応じて、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を講じるものとします。
9. Hondaは、前項の契約者の利用環境及びこれに係る障害・トラブル等について一切関与せず、また一切の責任を負いません。
10. 契約者は、Honda Total Care会員でなくなった場合は、速やかに本サービスに登録済みの情報を抹消するための措置を取るものとします。

第7条 (本件料金)

1. 契約者は、本サービス契約に基づき、Honda Total Care プレミアムホームページに規定される本件料金を Honda Total Care プレミアム利用規約第21条で定める支払方法により支払うものとします。契約者は、本サービスの利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。
2. Honda は、Honda Total Care プレミアム利用契約の申し込みの取り消し、解約その他理由を問わず、すでに決済している本サービス又は個別サービスの料金の返還・精算は一切行わないものとします。

第8条 (本件料金の支払い)

1. 契約者は、本件料金を、Honda が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。
2. 契約者は、当該クレジットカードの会員番号、名義、又は有効期限が更新又は変更された場合、又は当該クレジットカード資格を失った場合には、決済業務遂行の目的で

株式会社ホンダファイナンスが当該クレジットカード会社からその連絡を受けることがあることをあらかじめ了承します。なお、契約者は、当該クレジットカードの名義又は有効期限の更新又は変更がなされた場合でも、継続して本件料金を当該更新又は変更後のクレジットカードにより支払うことをあらかじめ同意するものとします。

第9条（本サービス契約の解約）

1. 契約者は、本サービス契約の解約を希望する場合、会員サイトにて定める解約フローに従い Honda に届出するものとします。解約の効力は、Honda に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、Honda は、既に決済している本件料金の払戻しは一切行いません。ただし、契約者は、解約の効力が生じた当月の末日まで本サービスの利用ができるものとします。
2. 前項に従い解約の届出をした契約者は、Honda に対する債務があるときは、その全額を直ちに支払うものとします。

第10条（個人情報の取扱い）

Hondaは、本サービス提供の目的で、契約者より取得した以下の個人情報（以下、「個人情報」といいます。）及びをALSOKと共同利用します。

共同利用項目：氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報、会員登録車両に関する情報、位置情報 走行軌跡（緯度経度及び時間を含みます）、その他、Honda ALSOK 駆つけサービス利用の際にお客様より共有された情報、

立会代行者がいる場合には、立会代行者の氏名、立会代行者の電話番号

管理責任者：本田技研工業株式会社

管理責任者の住所、代表者氏名：Hondaのホームページ

(URL：<https://www.honda.co.jp/guide/corporate-profile/>)をご参照ください。

(付則)本規約は2020年2月13日から発効します。

2020年10月30日 一部改定

2022年 4月 1日 一部改定

2023年 2月 1日 一部改定

2026年 4月 1日 一部改定